



平成29年4月25日  
内閣府（防災担当）

## 火山防災に関する普及啓発映像資料について

平成27年の活動火山対策特別措置法の改正においては、登山者の皆様が火山情報の収集などの自らの身を守る手段を講ずることや、火山周辺の集客施設等の避難促進施設における避難確保計画の作成等が定められました。

内閣府では、火山災害時に登山者等が的確な避難行動をとっていただけるよう普及啓発用の映像資料を作成しましたので、公表いたします。

### 1. 映像資料タイトル

「登山者の心得 火山災害から命を守るために」

「避難促進施設の備え 火山災害から利用者を守るために」

### 2. 公表場所

「内閣府防災情報のページ 火山防災に関する普及啓発映像資料」

[http://www.bousai.go.jp/kazan/eizoshiryo/tozansha\\_shisetsu.html](http://www.bousai.go.jp/kazan/eizoshiryo/tozansha_shisetsu.html)

<問合せ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（調査・企画担当）付 相澤、上野

03-3501-5693（直通）